

多古町 第3次 男女共同参画推進プラン

令和8年度～令和12年度

令和8年3月
多古町



はじめに

多様な価値観を尊重し合い、誰もが個性と能力を発揮し、心豊かに暮らせる社会の実現のためには、「自分らしさ」が尊重され、社会の一員として充実した生活を送れる環境を整えることが必要です。そのためには男女共同参画社会の構築は必要不可欠です。

令和12年(2030年)までに世界が取り組む「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。その17の目標の一つである「ジェンダー平等の実現」は他のすべての目標を実現するうえでも、他の目標と連携し、多様性を社会の原動力に変えていく視点は欠かせません。



本町においては、平成29年3月に策定された「第1次多古町男女共同参画推進プラン」から取り組みをはじめ、令和3年3月には「第2次プラン」により「男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町」を目指して、様々な分野で男女共同参画の推進に取り組んでおります。

一方で、少子高齢化や人口減少が進む中、家族形態の多様化、多様な性の尊重、働き方や地域社会の在り方も変化し、多様性を認め合う社会づくりがこれまで以上に求められています。

このような背景を踏まえ、「互いを尊重し合い、性別にかかわらず、誰もが自分らしく輝く多古町」を目指し、「第3次多古町男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。町民の皆様とともに、このプランにより、男女共同参画の取組を推進して参ります。

皆さま一人ひとりが、この計画の主役であり、共に地域社会を良くしていくことが求められています。本計画に基づき、新しい時代の扉を開いていきたいと思っております。

最後に、本プランの策定にあたり、熱心にご審議いただきました、多古町男女共同参画推進会議の委員、アドバイザーの皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にて、貴重なご意見やご協力をいただきました皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

多古町長 平山 富子

目次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プランの基本的な考え方	2
(1) プラン策定の背景と趣旨	2
(2) プランの位置づけ	2
(3) プランの期間	3
(4) 国の動き	3
(5) 県の動き	3
(6) SDGs (Sustainable Development Goals) とは	4
第2章 現状分析	5
1 指標の達成状況評価の実施	6
2 町民アンケートの実施	8
第3章 施策の体系	9
1 プランの概要	10
(1) 目指すまちの姿(基本理念)	10
(2) 基本目標	10
(3) 基本的な課題	11
(4) 体系図	12
2 施策の展開	14
基本的な課題1 男女共同参画の視点に立った意識づくり	15
基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	16
基本的な課題3 誰もが地域で自立して生活できるための環境整備	17
基本的な課題4 政策・方針決定の場への女性の参画促進	18
基本的な課題5 誰もが働きやすい職場環境づくり	
★多古町女性活躍推進計画	22
基本的な課題6 働く場における女性への活躍支援	
★多古町女性活躍推進計画	24
基本的な課題7 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	26
基本的な課題8 ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり	
★多古町DV対策基本計画	27
基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり	
★多古町困難女性支援計画	28
3 計画の推進	31
(1) 推進体制	31
(2) 国・県との連携強化及び協働の推進	31
(3) 点検・評価	31

資料編	33
用語集	34
策定経過	38
委員名簿	39
関連法令	40
設置要綱	46
多古町男女共同参画推進プラン指標一覧	48

●本計画書における用語説明について●

計画書 35～38 ページの用語集に記載のある用語については、「上付き文字※」をつけています。



第1章 プラン策定にあたって

I プランの基本的な考え方

(1) プラン策定の背景と趣旨

多古町では、「男女共同参画社会基本法[※]」が示す「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、平成 29 年 3 月に「第 1 次多古町男女共同参画推進プラン」を、令和 3 年 3 月に「第 2 次多古町男女共同参画推進プラン（以下、「第 2 次プラン」という。）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各施策について取り組んできました。

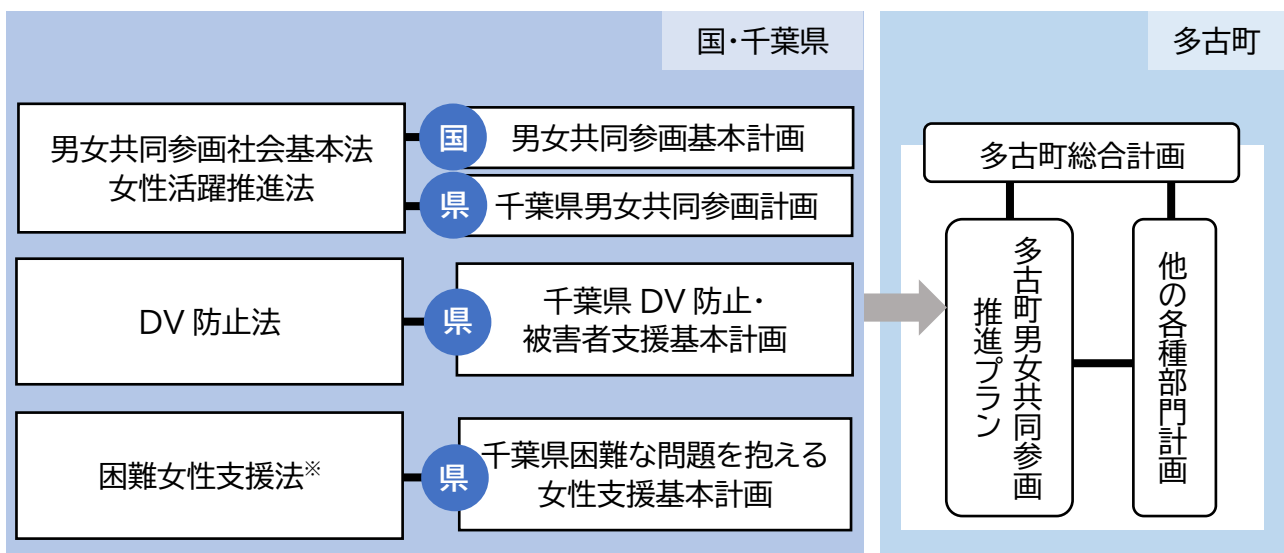
プランを策定して以降、社会環境や地域事情は大きく変化しており、多古町では人口減少や少子高齢化がより深刻な問題となっています。今後も多古町が発展していくためには、多様性を尊重し、町民一人ひとりが輝ける社会づくりがより重要となります。

今後も多古町において、性別や年齢にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでいくための指針として、令和 7 年度末に計画期間が満了する第 2 次プランの次期計画としての「第 3 次多古町男女共同参画推進プラン（以下、「本プラン」という。）」を策定しました。

(2) プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法[※]」第 14 条第 3 項に基づく、多古町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画です。また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律[※]（以下、「女性活躍推進法」という。）」第 6 条第 2 項に基づく推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法[※]」という。）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく DV 対策の基本計画及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律[※]（以下、「困難女性支援法」という。）」第 8 条第 3 項に基づく困難女性支援の基本計画としても位置づけています。

また、本プランは、国・県の基本計画の動向を踏まえながら、町民アンケートや多古町男女共同参画推進会議での検討を行い、「多古町総合計画」や他部門の計画と整合を図りました。



(3) プランの期間

本プランの期間は、国・県の計画期間に合わせ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、年度ごとに進捗状況を確認し、適宜見直しを加えながら推進します。

令和3年度～令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2次多古町男女共同参画推進プラン					
第3次多古町男女共同参画推進プラン					

(4) 国の動き

国では、平成11年の「男女共同参画社会基本法^{*}」の制定に始まり、男女共同参画の推進に向けた様々な法制度の整備・改正がなされてきました。令和元年5月に女性活躍推進法、令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{*}」、令和5年5月にDV防止法^{*}の改正がなされました。

また、令和5年6月には、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れ、多様性に寛容な社会の実現を目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT法）^{*}」が施行されました。さらに、令和5年7月には不同意性交等罪、不同意わいせつ罪の性犯罪に関する刑法の改正、令和6年4月には、困難な問題を抱える女性への支援^{*}のための施策を推進し、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目的とした「困難女性支援法^{*}」が施行されました。

加えて、令和2年12月に策定され、令和5年12月に一部変更された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」は、令和7年度末に第6次計画が策定される予定となっています。

(5) 県の動き

千葉県では、社会のあらゆる分野において性別の違いにかかわらず、男女が共に活躍できる社会の形成に向けた取組を推進し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を展開してきました。令和7年度末に策定された「第6次千葉県男女共同参画計画」では、「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」を目指す姿として定め、引き続き男女共同参画社会の実現に向け取組を進めています。

また、「DV防止法^{*}」第2条の3第1項に基づく法定計画として、令和4年3月に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」を策定し、重大な人権侵害となるDV^{*}をしない、させない社会の実現を目指すとともに、不幸にもDV被害にあった場合には、社会が一丸となって、被害者の立場に立ち、安全の確保と自立に向けた支援を行うことを目指し、各施策の推進を図っています。

さらに、「困難女性支援法^{*}」第8条第1項に基づく法定計画として、令和6年3月に、「千

千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向け、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指し、各施策の推進を図っています。

令和6年1月には、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会の実現を図るため「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例[※]」が制定されました。

(6) SDGs (Sustainable Development Goals) とは

SDGs[※]とは、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むための「持続可能な開発目標」のことで、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた17の目標を指します。

その目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(能力強化)を図る」という目標が掲げられており、SDGsを踏まえた取組の推進が重要となっています。

本プランでは、政策とSDGsの目標5「ジェンダー[※]平等の実現」を推進し、誰一人取り残されない男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。





第2章 現状分析

I 指標の達成状況評価の実施

令和3年3月に策定した第2次プランにおいて設定した各指標については、毎年度その達成状況についての把握を実施してきました。

令和6年度は、29件中21件の指標が100%の達成度となっています。また、全体の達成度としても86.8%となっており、第2次プラン初年度の令和3年度と比べ、21.5ポイント増加し、全体として、事業や取組が進んでいる状況となっています。

【指標の達成状況】

	各指標達成度状況（達成指標数）					全体の達成度	把握指標数
	25%未満	25～49%	50～74%	75～99%	100%		
R3	4件	0件	6件	6件	10件	65.3%	26件
R4	1件	2件	4件	2件	17件	73.5%	26件
R5	5件	1件	3件	3件	14件	72.3%	26件
R6	2件	1件	3件	2件	21件	86.8%	29件

【令和6年度の指標達成状況一覧】

指標	目標値	基準値（R1）	実績値（R6）	達成度
「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合	30%以上	28.3%	29.2%(※)	97%
町民を対象とした男女共同参画に関する講演会等の実施	年1回以上	未実施 <small>計画・募集したが、コロナ感染症防止のため中止</small>	1回	100%
男女共同参画に関する情報を広報たこに掲載	年2回以上	年2回	2回	100%
図書館における関連書籍の紹介・周知	年1回以上	年1回	1回	100%
家庭教育学級における男女共同参画に関する講座等の開催	年2回以上	年2回	2回	100%
児童・生徒の発達段階を踏まえた計画的な職場訪問、職場体験学習の実施	年2回以上	年2回	年1回	50%
教職員研修の実施	年5回以上	年5回	年5回	100%
児童福祉司等の専門職を配置	配置	配置	配置	100%
弁護士による無料相談の開催回数	年2回以上	年2回 (臨時1回)	年2回	100%

指標	目標値	基準値 (R1)	実績値 (R6)	達成度
「ワーク・ライフ・バランス※」について「知っている」「多少は知っている」人の割合	増加	33.4%	38.5%(※)	100%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」「どちらかと言えば反対」の人の割合	増加	53.1%	54.6%(※)	100%
母子保健事業参加者数	510人	443人	360人	71%
待機児童数（こども園）	0人を維持	0人	0人	100%
家族経営協定※の締結数	5戸増加	33戸	44戸	100%
関係法令に関する広報啓発機会の提供	年1回以上	年1回	年1回	100%
介護予防事業参加者数	年12,000人以上	8,550人	2,455人	20%
要介護認定率	15.8%以下	14.8%	15.6%	100%
コミュニティプラザ年間利用人数	37,000人	29,402人	30,767人	83%
各種会議・委員会等における女性委員の割合	20%以上	15.4%	25.1%	100%
子育てサポートファイル書こう会の開催	年1回以上	年1回	年1回	100%
各学校において思春期講演会の開催	年1回以上	年1回	年1回	100%
乳がん・子宮がんの検診率	増加	乳がん 46.6% 子宮がん 25.8%	乳がん 67.9% 子宮がん 68.6%	100%
防災会議委員の女性委員数（委員定数25人）	5人	3人	3人	60%
女性消防組織隊員数（定員10人）	増加	7人	3人	0%
女性や子育て世代に配慮した防災備蓄品目	6品目以上	6品目	6品目	100%

指標	目標値	基準値 (R1)	実績値 (R6)	達成度
チャイルドシート補助率	80%以上	—	31%	39%
LED 防犯灯設置数	1,500 基	1,303 基	2,226 基	100%
防犯カメラ設置件数 (町が設置および補助した件数)	19 件	7 件	30 件	100%
民間事業者との見守り協定締結数	10 件	7 件	10 件	100%

(※) 印：町民アンケートの結果による実績値

2 町民アンケートの実施

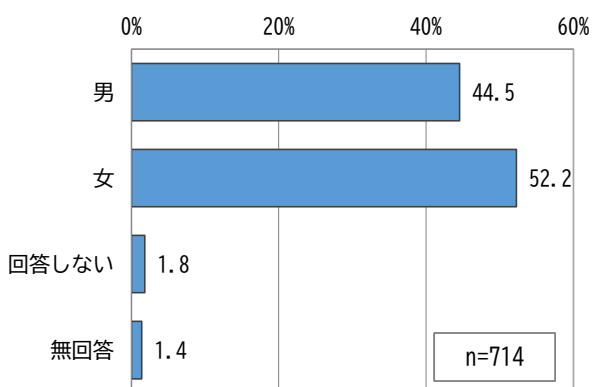
本プラン策定にあたり、第5次多古町総合計画後期基本計画・第3期多古町総合戦略の策定とあわせて町民アンケート調査を実施しました。

【アンケート実施概要】

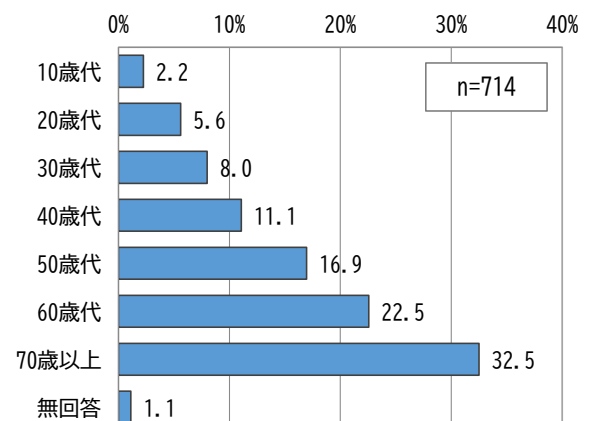
調査対象	多古町にお住いの16歳以上の方2,000人（無作為抽出）
調査期間	令和6年8月下旬～9月下旬
実施方法	郵送での配布・回収（調査票に二次元コードを記載し、WEBでの回答も可とした）
回収状況	714票回収（回収率35.7%）

【アンケート回答者属性】

●性別



●年齢



※アンケートの集計は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合や、合計と内訳が合わない場合があります。(以下同様)



第3章 施策の体系

I プランの概要

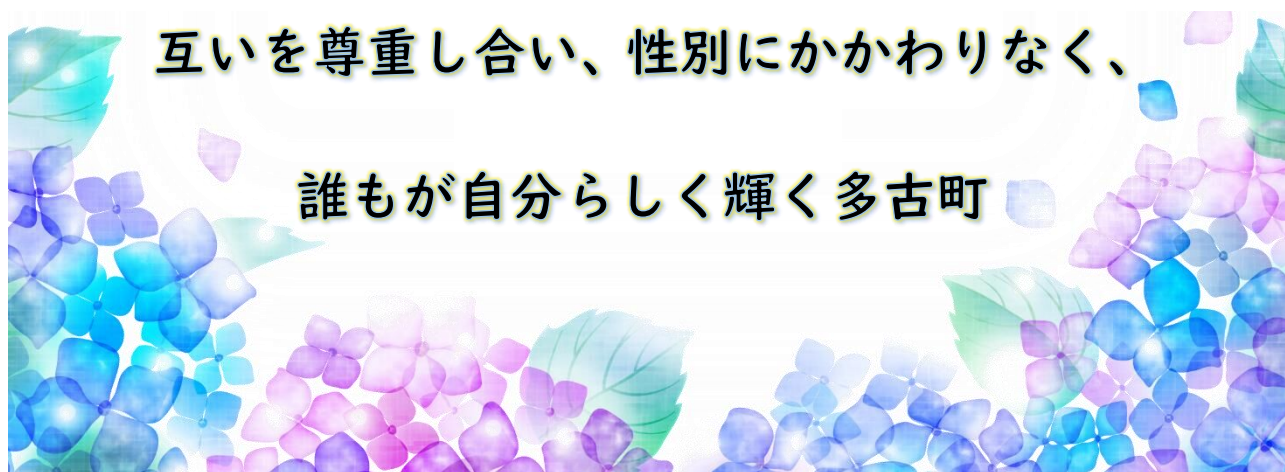
(1) 目指すまちの姿（基本理念）

多古町では、町・町民・事業者が協力して男女共同参画を進めることにより、誰もが人権を十分に尊重され、自らの意思に基づきあらゆる分野に参画することができ、生涯豊かで活力に満ちた生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

第2次プランでは、「男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町」をめざすまちの姿（基本理念）として掲げ、各種施策の推進を図ってきました。

本プランでは、「尊重」や「輝く」といったキーワードを踏襲しつつ、誰もが活躍できるまちづくりを推進するため、新たなめざすまちの姿（基本理念）として、「互いを尊重し合い、性別にかかわらず、誰もが自分らしく輝く多古町」を掲げました。

新たなめざすまちの姿（基本理念）の実現に向けて、引き続き男女共同参画社会の実現を目指します。



(2) 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を掲げます。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた意識を高めるまちづくり
- II 誰もが協働してあらゆる分野に参画できる環境づくり
- III 働く場における女性が活躍できる環境づくり
- IV 誰もが生涯を通じて健やかに安心して暮らせるまちづくり

(3) 基本的な課題

本プランでは、男女共同参画社会の実現を目指し、「互いを尊重し合い、性別にかかわらず、誰もが自分らしく輝く多古町」の基本理念に向けて、9つの基本的な課題を設定し、課題の達成に向けた施策を展開していきます。

1. 男女共同参画の視点に立った意識づくり
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
3. 誰もが地域で自立して生活できるための環境整備
4. 政策・方針決定の場への女性の参画促進
5. 誰もが働きやすい職場環境づくり
6. 働く場における女性への活躍支援
7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
8. ジェンダー*に基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり
9. 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

(4) 体系図

目指すまちの姿
(基本理念)

互いを尊重し合い、性別にかかわらず、
誰もが自分らしく輝く多古町

基本目標

基本的な課題

男女共同参画社会の
実現に向けた意識を
高めるまちづくり

1. 男女共同参画の視点に立った意識づくり

2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

誰もが協働して
あらゆる分野に参画
できる環境づくり

3. 誰もが地域で自立して生活できるための環境整備

4. 政策・方針決定の場への女性の参画促進

働く場における女性が
活躍できる環境づくり

5. 誰もが働きやすい職場環境づくり

6. 働く場における女性への活躍支援

誰もが生涯を通じて健やかに安心して暮らせる
まちづくり

7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

8. ジェンダー※に基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり

9. 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

【推進体制】

- 庁内関係各課との連携
- 多古町男女共同参画推進会議の開催・充実
- 町職員の男女共同参画意識の醸成
- 国・県との連携強化及び協働の推進

施策の方向性

具体的な施策名

固定的な性別役割分担意識^{*}を解消し、男女があらゆる分野へ参画し、いきいきと活躍できる社会の実現のため、男女共同参画の考え方を普及していきます。

- 講演会等の実施
- 町民アンケートの実施
- 広報たご等の活用
- 関連図書の周知

学校や家庭、地域において男女共同参画に関する教育・学習の機会を充実し、町全体の男女共同参画意識を高めていきます。

- 男女平等・人権教育の充実
- 多様な選択を可能とする進路指導
- 教職員研修の充実
- 家庭教育学級の推進
- キャリア教育の推進

誰もが、自立し安心して暮らすことができるよう、適切な支援の充実と支え合い活動の促進に取り組めます。

- NPO・ボランティア活動への支援
- 生涯学習活動の支援
- 生きがいつくりの推進
- 介護予防の推進
- 障がい者の社会参加の促進
- ひとり親家庭等への支援
- 民生・児童委員等との連携強化

政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍機会の増加に努めます。

- 審議会等委員の公募推進
- 女性委員登用の推進
- 事業所・団体等における女性登用促進

誰もが多様で柔軟な働き方を選択でき、男女がともにパートナーとして支え合う環境づくりに取り組み、職場と家庭等の両方において、男女がいきいきと活躍できるように支援します。

- ワーク・ライフ・バランス^{*}の周知
- 保育サービスの充実
- こどもルームの充実
- 子育て交流室の設置
- 学童保育所の運営
- みんなdeたご育
- 介護サービス情報の提供
- 家族経営協定^{*}の普及促進
- 事業所等への男女共同参画の啓発

所得向上・経済的自立に向け、就業、再就職、起業等の情報提供等に取り組めます。

- 雇用に関する法令の普及促進
- 再就職・起業等の情報提供
- 女性や若者の就業支援

子育て支援の充実を図るとともに、あらゆる人が生涯を通じて、健康な生活を送れるよう、身体的性差やライフステージに応じた健康づくりを推進します。

- 健康相談の充実
- 妊娠・出産・育児への支援
- 乳幼児家庭等への支援
- 思春期教育の充実
- 身体的性差に配慮した健康づくりの支援

性犯罪、配偶者からの暴力、セクシュアルハラスメント^{*}など、ジェンダー^{*}に基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向け、すべての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくり、広報啓発に取り組めます。また、安心して相談できる体制を整え、県や関係機関と連携を強化して、被害者の支援に取り組めます。

- DV^{*}等防止と啓発
- ODV相談体制の充実
- DV^{*}被害者の支援
- 高齢者・障がい者虐待防止と啓発
- 子どもを守る地域ネットワークの強化
- 人権に関する相談事業の周知・充実
- 町職員に向けたハラスメント防止研修等の実施

男女共同参画の視点に立った取り組みにより、防災・防犯等の施策を充実させ、安全・安心な環境づくりを推進します。

- 防災会議における女性委員登用の推進
- 消防団における男女共同参画の推進
- 防災備蓄の充実
- 交通安全対策の充実
- 地域防犯活動の促進
- 子ども・高齢者見守り活動の推進
- 犯罪被害防止対策の推進
- 困難な問題を抱える女性への支援^{*}

2 施策の展開

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識を高めるまちづくり

■現状と課題■

職場や学校における男女平等に関して、町民アンケートで伺うと、「管理職や団体の長は男性が向いている」等の男女に関する考え方に対し「そう思わない」という割合が、令和元年調査と比べ増加しており、男女平等の推進がみてとれます。

男女別にみると、「女性が男性を立てると物事がうまく進む」に関しては、男性より女性の方が「そう思う」割合が7.5ポイント高く、「男性は結婚してこそ一人前だ」に関しては、女性より男性の方が「そう思う」割合が6.6ポイント高くなっています。(図1)

多古町における男女共同参画に対する意識の醸成は高まっていますが、社会全体としての平等性に関する意識は3割弱となっており、今後も一層、取組を進め、更なる男女共同参画の推進を行うことが必要です。

図1:職場や学校における男女平等への考え方

単位:%

	令和6年調査		令和元年調査	
	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない
職場・学校の管理職や団体の長は男性が向いている	23.6	76.4	43.1	56.9
女性が男性を立てると物事がうまく進む	34.7	65.3	48.5	51.5
女性は理数系の仕事には向いていない	7.0	93.0	9.5	90.5
男性は結婚してこそ一人前だ	14.3	85.7	30.9	69.1
女性(男性)同士でないとわからない世界がある	73.8	26.2	77.2	22.8

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)
〔 〕は令和元年調査と比べ増加した項目

【令和6年度調査 性別】

単位:%

		そう思う	そう思わない	無回答
職場・学校の管理職や団体の長は男性が向いている	男	22.3	72.6	5.0
	女	21.7	73.5	4.8
女性が男性を立てると物事がうまく進む	男	29.2	65.1	5.7
	女	36.7	58.7	4.6
女性は理数系の仕事には向いていない	男	6.6	87.1	6.3
	女	7.0	87.4	5.6
男性は結婚してこそ一人前だ	男	17.3	76.4	6.3
	女	10.7	83.9	5.4
女性(男性)同士でないとわからない世界がある	男	64.2	28.6	7.2
	女	72.7	21.4	5.9

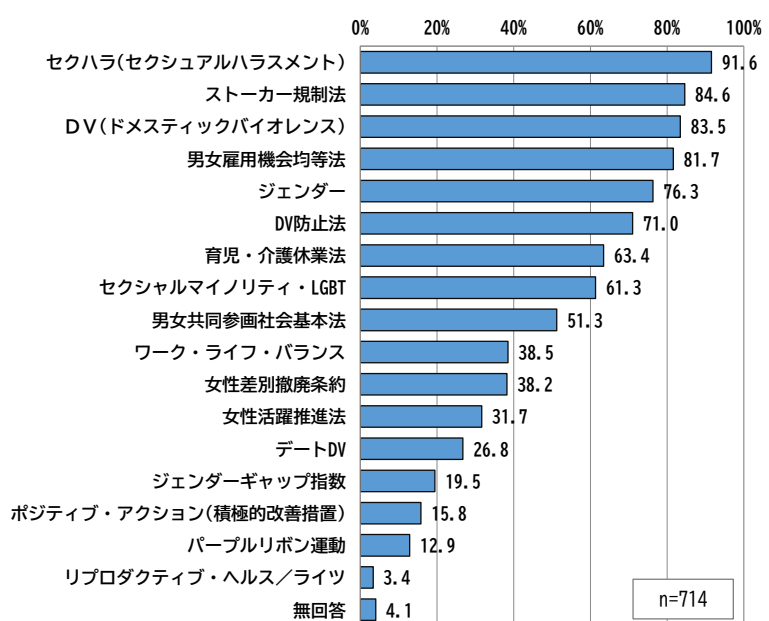
※アンケート調査より
〔 〕は最も多い項目

男女共同参画に関する言葉の認知度としては、「ジェンダー※」「セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）※」「DV※（ドメスティック・バイオレンス）」といった項目は、7割以上の認知度となっており、周知が進んでいる状況がみてとれます。また、関連法に関しても「男女雇用機会均等法」「DV防止法※」「ストーカー規制法」は7割以上の認知度となっています。（図2）

一方、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」については、認知度が3.4%と最も低く、「パープルリボン運動※」についても12.9%と次いで低い認知度となっています。この他にも「デートDV※」や「ワーク・ライフ・バランス※」等についても認知度が4割以下となっており、今後も周知に向けた取組が重要です。

また、「セクシュアルマイノリティ・LGBT※」の認知度は、61.3%と半数以上となっていますが、性の多様性に関する認知・周知についても取り組んでいくことが重要であり、誰もが自分らしく過ごせるまちづくりに向けて進めていくことが必要です。

図2:男女平等・男女共同参画等に関する言葉の認知度



基本的な課題1 男女共同参画の視点に立った意識づくり

◆施策の方向性◆

固定的な性別役割分担意識※を解消し、男女があらゆる分野へ参画し、いきいきと活躍できる社会の実現のため、男女共同参画の考え方を普及していきます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
講演会等の実施	男女共同参画地域推進員等と連携しながら、男女共同参画に関する講演会や啓発イベントを定期的を実施することで町民の関心を高めていきます。	企画政策課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
町民アンケートの実施	男女共同参画に関する意識等を把握するため、計画見直しの際に町民アンケートを実施し、その推移に応じた施策展開に結び付けます。	企画政策課
広報たこ等の活用	広報たこやホームページ等で男女共同参画に関する情報提供を定期的に行います。	企画政策課
関連図書の周知	多古町立図書館において、特集コーナーでの関連図書の紹介及び資料等の展示を行い、男女共同参画について周知します。	生涯学習課

基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

◆施策の方向性◆

学校や家庭、地域において男女共同参画に関する教育・学習の機会を充実し、町全体の男女共同参画意識を高めていきます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
男女平等・人権教育の充実	学校教育全体を通して、男女平等教育・人権教育（いじめの防止）に取り組みます。いじめや差別・偏見を「しない、させない、ゆるさない」という基本的人権尊重の精神を育成します。	学校教育課
多様な選択を可能とする進路指導	固定的な男女別の職業観にとらわれない主体的な進路選択ができるよう、理想的な職業観や勤労観を身に付け、将来、性別にとらわれず、自己の個性に合った進路を選択できる力を育みます。	学校教育課
教職員研修の充実	性別にとらわれず、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす指導ができるよう、教職員の研修の充実を図ります。	学校教育課
家庭教育学級の推進	子どもの健やかな成長と豊かな人格形成のため、家庭教育学級（家庭での教育を支援するための取組）の充実を図るとともに保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課
キャリア教育の推進	男女がともに個性と能力を伸ばせる学習機会を充実し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	生涯学習課

II 誰もが協働してあらゆる分野に参画できる環境づくり

■現状と課題■

多古町における男女の平等性について町民アンケートで伺うと、様々な場面において「平等になっている」と感じる割合が令和元年調査と比べ増加しており、特に「家庭生活」と「職場」で割合が増加しています。また、「社会全体」としても、28.4%から29.2%に増加しており、平等性の意識の醸成が図られてきていることがわかります。

しかし、「法律や制度」「政治や政策決定の場」においては、「男性の方が優遇されている」と感じる割合が増加しており、特に「政治や政策決定の場」では67.8%の方が、さらに「社会全体」としても67.4%が「男性優遇」に感じていると回答しています。(図3)

図3:社会における男女の平等性

単位:%

	令和6年調査			令和元年調査		
	男性の方が優遇されている	平等になっている	女性の方が優遇されている	男性の方が優遇されている	平等になっている	女性の方が優遇されている
家庭生活のなかで	43.4	52.2	4.3	50.0	44.0	6.0
職場のなかで	49.5	46.9	3.6	51.8	42.6	5.5
地域活動のなかで	48.3	47.4	4.3	48.3	45.3	6.4
学校教育のなかで	14.7	82.5	2.8	18.9	76.7	4.4
法律や制度のうえで	42.3	53.8	3.9	38.4	57.7	3.9
政治や政策決定の場で	67.8	31.0	1.2	64.2	34.3	1.4
社会一般の常識・慣習のなかで	63.9	31.7	4.3	64.3	31.5	4.2
社会全体として	67.4	29.2	3.4	67.8	28.4	3.8

※アンケート調査より(無回答は除いて再計算)
〔 〕は令和元年調査と比べ増加した項目

基本的な課題3 誰もが地域で自立して生活できるための環境整備

◆施策の方向性◆

誰もが、自立し安心して暮らすことができるよう、適切な支援の充実と支え合い活動の促進に取り組めます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
NPO・ボランティア活動への支援	町民の地域活動への参加を促進するため、各種団体の育成・連携・交流を図り、持続可能な活動を支援します。	各団体関係課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
生涯学習活動の支援	生涯学習の場において、講座内容や行事の曜日、時間帯に配慮するなど、男女ともに参加しやすい環境づくりに取り組みます。	生涯学習課
生きがいづくりの推進	自らの能力や経験を生かしながら多様な活動に参画できるよう、各種サークルや老人クラブ、シルバー人材センターの活動について周知や支援を行います。	各団体関係課
介護予防の推進	高齢者の介護予防の知識を啓発し、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。また、地域での交流機会を通じて、高齢者の社会参加を促進します。	保健福祉課 (地域包括支援センター)
障がい者の社会参加の促進	障がいのある人も家庭や地域で、その人らしい生活ができる社会の実現に向けて、障がい者の自立と社会参加を促進します。	保健福祉課
ひとり親家庭等への支援	自立に必要な情報を提供するとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ生活の安定を図ります。就労経験の少ないひとり親家庭の親や生活困窮者に対し、必要な情報を提供し、就労を支援します。	子育て支援課
民生・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種ボランティア団体、地域住民等と連携を強化し、地域の見守り活動による要支援者の把握や地域福祉活動の基礎となるネットワークづくりを推進します。	保健福祉課

基本的な課題4 政策・方針決定の場への女性の参画促進

◆施策の方向性◆

政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍機会の増加に努めます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
審議会等への公募推進	男女が広く町政に参画できるよう、町民公募枠の設定を実施します。	審議会等関係課
女性委員登用の推進	各種会議・委員会の委員数における男女の割合に配慮し、女性委員の積極的な登用を推進し、女性委員の登用率の向上を図ります。	会議等関係課
事業所・団体等における女性登用促進	県で行っている男女共同参画に先駆的又は積極的に取り組んでいる事業所の表彰について周知し、町内事業所等における男女共同参画の取組を促進します。	企画政策課

Ⅲ 働く場における女性が活躍できる環境づくり

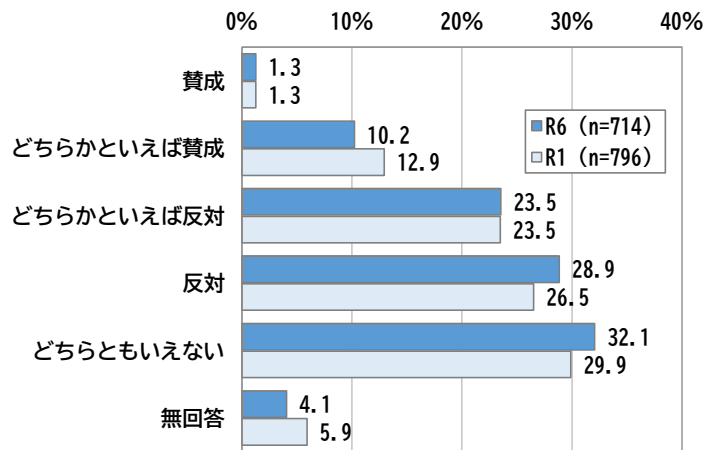
■現状と課題■

「男は仕事、女は家庭」という考え方に関して、町民アンケート調査で賛否を伺うと、令和元年調査と比べ「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』の割合が減少し、「どちらかといえば反対」「反対」を合わせた『反対』の割合が増加しており、固定的性別役割分担の意識*の改革が進んでいることがみられます。

性別で見ると、男性では「どちらともいえない」が最も多いのに対し、女性では「反対」が最も多くなっています。

また、年齢別にみると、年齢が下がるにつれて『反対』の割合が多くなっており、10～20歳代では『反対』が62.5%、『賛成』が3.6%となっています。（【令和6年度調査 性別・年齢別】）

図4:「男は仕事、女は家庭」という考え方について



※アンケート調査より

【令和6年度調査 性別・年齢別】

上段単位:人/下段単位:%

	合計	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	どちらと もいえない	無回答	『賛成』	『反対』	
								『賛成』	『反対』	
全体	714	9	73	168	206	229	29	11.5%	52.4%	
	100.0	1.3	10.2	23.5	28.9	32.1	4.1			
性別	男性	318	5	47	77	72	103	14	16.4%	46.9%
	100.0	1.6	14.8	24.2	22.6	32.4	4.4			
女性	373	4	23	87	127	121	11	7.2%	57.4%	
	100.0	1.1	6.2	23.3	34.0	32.4	2.9			
年代	10・20歳代	56	0	2	16	19	19	0	3.6%	62.5%
	100.0	0.0	3.6	28.6	33.9	33.9	0.0			
	30・40歳代	136	5	14	22	48	45	2	14.0%	51.5%
100.0	3.7	10.3	16.2	35.3	33.1	1.5				
50歳以上	514	4	57	128	135	165	25	11.9%	51.2%	
100.0	0.8	11.1	24.9	26.3	32.1	4.9				

※アンケート調査より

〔 〕は最も多い項目

家庭内における役割分担において、令和元年度調査と比べて「夫婦同程度」の増加している項目が多くなっています。(図5)

図5:家庭内における男女の役割分担

単位:%

	令和6年調査					令和元年調査				
	主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)	主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)
食事の支度	2.9	84.5	11.0	0.0	1.7	1.9	83.7	8.1	0.7	5.6
食事の後片付け	6.7	69.1	21.9	0.2	2.1	4.1	74.6	15.7	1.5	4.1
掃除(部屋、風呂、庭など)	8.1	53.6	35.1	0.4	2.7	5.0	60.3	28.4	1.9	4.5
洗濯	4.8	74.6	17.3	0.2	3.1	3.4	80.6	10.4	1.3	4.3
食料品・日用品の買い物	4.8	61.9	31.4	0.2	1.7	3.9	61.3	30.0	1.1	3.7
ゴミ出し	39.2	36.9	20.0	1.5	2.5	29.3	41.2	19.2	5.8	4.5
日常の家計管理	12.6	62.3	24.3	0.2	0.6	14.1	60.6	21.1	1.0	3.2
乳幼児の育児・子どものしつけ、世話	0.9	62.8	34.8	0.3	1.2	1.1	60.8	33.5	1.1	3.5
学校行事等への参加	4.6	63.3	31.2	0.3	0.6	6.5	54.3	34.4	1.1	3.8
自治会等の地域活動等への参加	66.3	10.9	20.9	1.4	0.5	62.2	9.0	21.4	6.0	1.4
家族の看病・介護	4.1	59.8	34.1	0.6	1.5	3.2	55.1	35.9	1.9	4.0
収入を得ること	50.1	3.8	44.2	1.5	0.4	54.9	3.4	37.8	3.2	0.6

※アンケート調査より(該当しない・無回答は除いて再計算)
 []は令和元年調査と比べ増加した項目

【令和6年度調査 性別】

単位:%

		主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)
食事の支度	男	4.3	80.1	15.2	0.0	0.5
	女	1.9	87.4	8.0	0.0	2.7
食事の後片付け	男	12.3	59.7	25.6	0.5	1.9
	女	2.0	77.0	18.8	0.0	2.3
掃除(部屋、風呂、庭など)	男	12.8	40.8	43.6	0.5	2.4
	女	4.7	63.8	28.0	0.4	3.1
洗濯	男	7.1	66.2	24.3	0.0	2.4
	女	3.1	81.4	12.0	0.4	3.1
食料品・日用品の買い物	男	7.6	54.3	37.6	0.0	0.5
	女	2.7	68.0	26.2	0.4	2.7
ゴミ出し	男	47.1	30.5	21.0	1.4	0.0
	女	32.9	41.9	19.0	1.6	4.7
日常の家計管理	男	13.9	56.7	28.8	0.0	0.5
	女	11.3	68.1	19.4	0.4	0.8
乳幼児の育児・子どものしつけ、世話	男	1.5	53.3	43.0	0.0	2.2
	女	0.5	69.8	28.6	0.5	0.5
学校行事等への参加	男	8.1	46.7	44.4	0.0	0.7
	女	2.2	75.8	20.9	0.5	0.5
自治会等の地域活動等への参加	男	74.5	5.7	18.8	1.0	0.0
	女	59.6	15.7	22.2	1.7	0.9
家族の看病・介護	男	7.9	44.4	46.4	0.7	0.7
	女	0.6	73.5	23.2	0.6	2.2
収入を得ること	男	49.0	3.5	46.0	1.0	0.5
	女	49.8	4.1	44.0	1.6	0.4

※アンケート調査より(該当しない・無回答は除いて再計算)
 []は最も多い項目

また、年齢別でみると、「夫婦同程度」が「主に夫・妻」の項目よりも多くなっているのは、「食事の後片づけ」「洗濯」「食料品・日用品の買い物」「学校行事等への参加」「家族の看病・介護」で、すべて10・20歳代となっており、若年層での役割分担の平等性が進んでいます。

「共働き」を選択する家庭が増えている状況で、ワーク・ライフ・バランス※を実現するために、誰もが仕事と家庭等が両立しやすい環境づくりを進めていくことが極めて重要です。

【令和6年度調査 年齢別】

単位:%

		主に夫	主に妻	夫婦同程度	その他(男性)	その他(女性)
食事の支度	10・20歳代	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0
	30・40歳代	6.3	73.7	16.8	0.0	3.2
	50歳以上	1.6	87.6	9.5	0.0	1.3
食事の後片付け	10・20歳代	16.7	16.7	66.7	0.0	0.0
	30・40歳代	8.6	62.4	25.8	1.1	2.2
	50歳以上	5.6	71.9	20.4	0.0	2.1
掃除(部屋、風呂、庭など)	10・20歳代	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
	30・40歳代	6.3	51.6	36.8	0.0	5.3
	50歳以上	8.5	54.3	34.6	0.5	2.1
洗濯	10・20歳代	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	30・40歳代	4.3	67.7	23.7	1.1	3.2
	50歳以上	5.0	77.0	15.3	0.0	2.6
食料品・日用品の買い物	10・20歳代	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	30・40歳代	5.4	62.4	30.1	0.0	2.2
	50歳以上	4.8	61.8	31.6	0.3	1.6
ゴミ出し	10・20歳代	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	30・40歳代	35.5	35.5	22.6	0.0	6.5
	50歳以上	39.2	38.1	19.3	1.9	1.6
日常の家計管理	10・20歳代	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
	30・40歳代	17.0	53.4	28.4	0.0	1.1
	50歳以上	11.6	64.4	23.2	0.3	0.5
乳幼児の育児・子どもものしつけ、世話	10・20歳代	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	30・40歳代	2.6	51.9	45.5	0.0	0.0
	50歳以上	0.4	66.0	31.6	0.4	1.6
学校行事等への参加	10・20歳代	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	30・40歳代	5.4	58.1	36.5	0.0	0.0
	50歳以上	4.4	65.3	29.0	0.4	0.8
自治会等の地域活動等への参加	10・20歳代	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0
	30・40歳代	56.8	13.5	24.3	2.7	2.7
	50歳以上	67.9	10.4	20.5	1.2	0.0
家族の看病・介護	10・20歳代	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	30・40歳代	4.5	53.7	40.3	0.0	1.5
	50歳以上	4.1	62.2	31.5	0.7	1.5
収入を得ること	10・20歳代	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	30・40歳代	55.9	3.2	40.9	0.0	0.0
	50歳以上	48.4	4.0	45.0	2.0	0.6

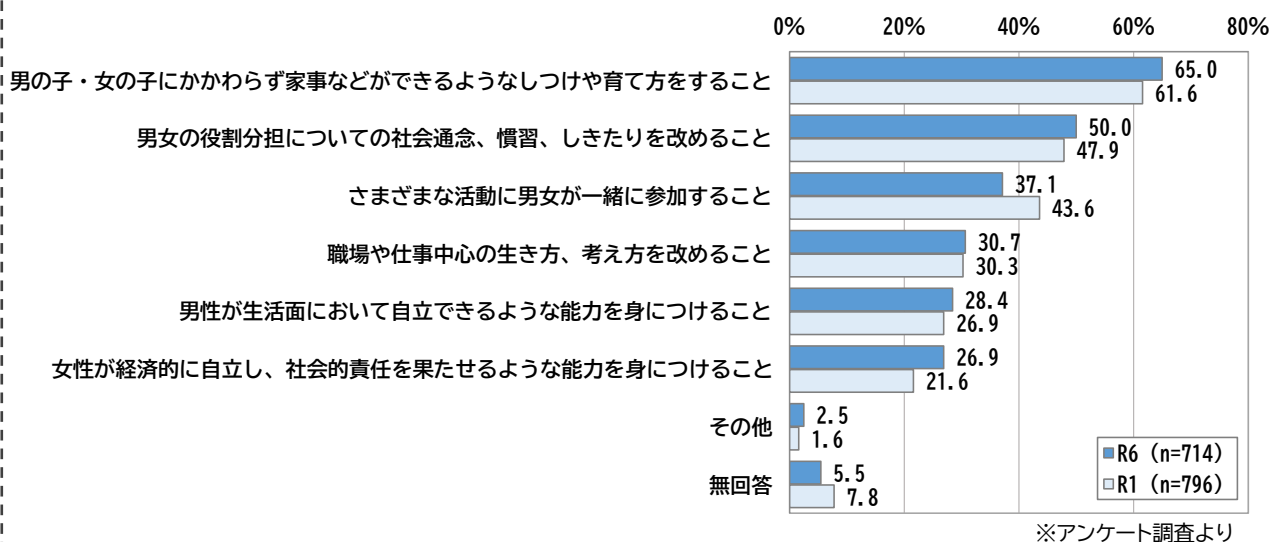
※アンケート調査より(該当しない・無回答は除いて再計算)

【 】は最も多い項目

男女平等のために必要なこととして、町民アンケートの回答では、「男の子・女の子にかかわらず家事などができるようなしつけや育て方をすること」「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」といった役割分担の考え方に関する意見が多くなっており、令和元年調査よりも増加しています。(図6)

「男だから」「女だから」という考え方を改め、家庭から、そして社会から、誰もが平等に様々な場で参画していくための取組を今後も継続していくことは極めて重要です。

図6:男女平等のために必要なこと



基本的な課題5 誰もが働きやすい職場環境づくり

★多古町女性活躍推進計画

◆施策の方向性◆

誰もが多様で柔軟な働き方を選択でき、男女がともにパートナーとして支え合う環境づくりに取り組み、職場と家庭等の両方において、男女がいきいきと活躍できるように支援します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス※の周知	男女のワーク・ライフ・バランスの考え方や、男性の家事・子育て・介護参加の促進や意義について周知する機会を増やし、町民の理解を深めます。	企画政策課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
保育サービスの充実	保護者が安心して働くことができるよう、未就学児の預け先の十分な確保、時間外保育、病児保育など多様な保育サービスを充実するとともに、保育士人材の確保や資質向上を図り、仕事と子育ての両立を支援します。また、在園児のみでなく誰でも通園制度や一時保育利用者の予約・利用など、保育へアクセスしやすい環境を整備していきます。	こども園 子育て支援課
こどもルームの充実	行事・イベントの内容を工夫し、男女問わず子育てにかかわる方が誰でも気軽に利用し集える交流広場を提供します。また、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、地域の保育資源の情報提供などを行い総合的に子育てを支援します。	こども園
子育て交流室の設置	たこらば（多古町魅力発信交流館）にて、親子が気軽に立ち寄り、交流できる場を提供します。	企画政策課
学童保育所の運営	保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、小学生を対象に放課後や土曜日、長期休業における安全な居場所について、待機児童を出すことなく運営します。	子育て支援課
みんな de たこ育	町内の民間事業者の協力を得て、子育て中の保護者やこれから新しい家族を迎える妊婦等を対象に日常感じている子育てに関する思いや悩みなどについて、お茶を飲みながら語り合う場を設け、孤立感、不安感の解消を図ります。	子育て支援課
介護サービス情報の提供	高齢者の自立を支援するとともに在宅介護や仕事と介護の両立をする者の負担を軽減するため、介護サービスが円滑に利用できるよう、情報を提供します。	保健福祉課 (地域包括支援センター)
家族経営協定*の普及促進	農業従事者に対し、認定農業者への新規・更新・変更申請時に家族経営協定*の締結を促進するとともに、女性の農業経営参画に関する情報を提供します。	産業経済課
事業所等への男女共同参画の啓発	男女共同参画に関する情報を町内の事業所等に提供し、ワーク・ライフ・バランス*や各種ハラスメント防止等職場環境の改善に向けた啓発活動を行います。	企画政策課 産業経済課

◆施策の方向性◆

所得向上・経済的自立に向け、就業、再就職、起業等の情報提供等に取り組みます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
雇用に関する法令等の普及促進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、雇用分野の法律等について周知を図ります。	企画政策課
再就職・起業等の情報提供	結婚や子育て、介護などで退職した人の再就職や起業等を支援するため情報提供を行います。	産業経済課
女性や若者の就業支援	「ジョブカフェちば」等と連携し、働くことを希望する女性や若者の就業を支援します。	産業経済課

IV 誰もが生涯を通じて健やかに安心して暮らせるまちづくり

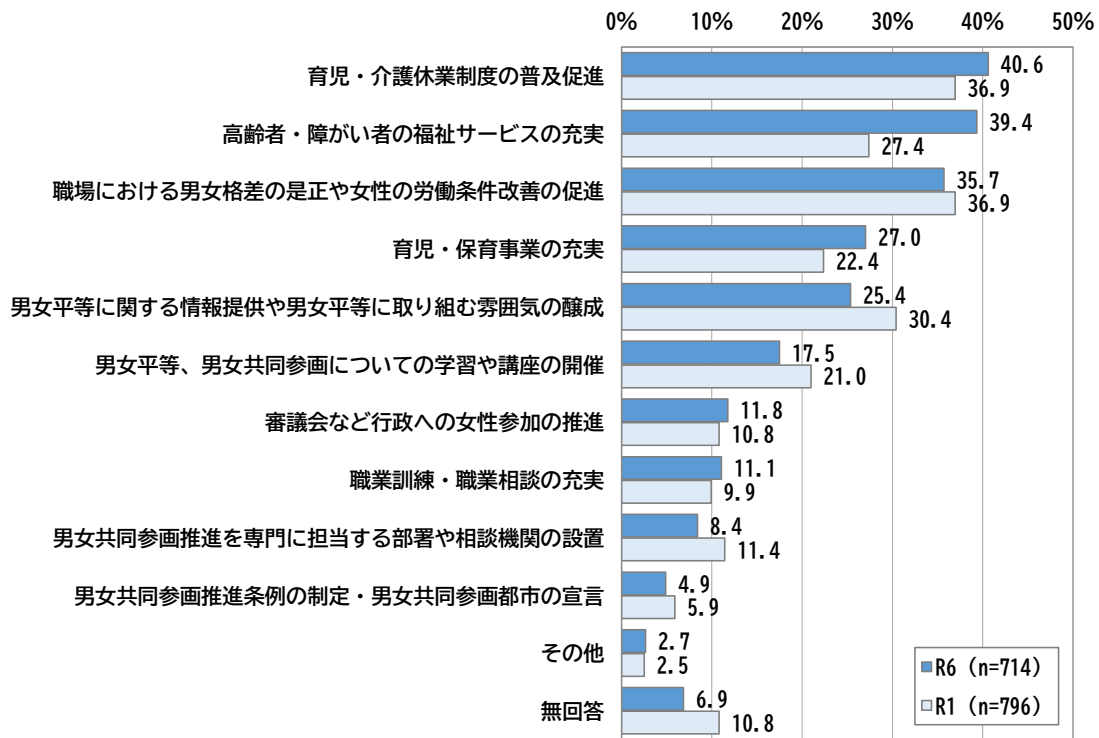
■現状と課題■

男女共同参画社会の実現に向けて、多古町に期待することとしては、「育児・介護休業制度の普及促進」が最も多く、次いで「高齢者・障がい者の福祉サービスの充実」となっています。また、年齢別にみると、50歳以上では「高齢者・障がい者の福祉サービスの充実」が最も多くなっていますが、10・20歳代と30・40歳代では「育児・介護休業制度の普及促進」が最も多くなっています。

他にも「職場における男女格差の是正や女性の労働条件改善の促進」による、働く女性に対する職場での環境改善支援や、「育児・保育事業の充実」といった、働きながら子育てする方への支援充実、「男女平等に関する情報提供や男女平等に取り組む雰囲気醸成」という意識の醸成や周知に関する部分についても、取組の充実が求められています。(図7)

「育児・介護休業制度の普及促進」をはじめとして、町だけでは実現・達成が難しい取組もあります。関係機関や団体、町内企業等や町民の皆さんとともに協働して、誰もが生涯を通じて健やかに過ごせる多古町となるため、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことは大変重要です。

図7:男女共同参画社会の実現に向けて、多古町に期待すること



※アンケート調査より

【令和6年度調査 年齢別】

上段単位:人/下段単位:%

		合計	男女平等、男女共同参画についての学習や講座の開催	男女平等に関する情報提供や男女平等に取り組む雰囲気醸成	職場における男女格差の是正や女性の労働条件改善の促進	育児・介護休業制度の普及促進	職業訓練・職業相談の充実	育児・保育事業の充実
全体		714 100.0	125 17.5	181 25.4	255 35.7	290 40.6	79 11.1	193 27.0
年代	10・20歳代	56 100.0	11 19.6	15 26.8	19 33.9	29 51.8	8 14.3	22 39.3
	30・40歳代	136 100.0	10 7.4	27 19.9	47 34.6	68 50.0	18 13.2	52 38.2
	50歳以上	514 100.0	104 20.2	138 26.8	186 36.2	191 37.2	52 10.1	118 23.0

		合計	高齢者・障がい者の福祉サービスの充実	審議会など行政への女性参加の推進	男女共同参画推進を専門に担当する部署や相談機関の設置	男女共同参画推進条例の制定・男女共同参画都市の宣言	その他	無回答
全体		714 100.0	281 39.4	84 11.8	60 8.4	35 4.9	19 2.7	49 6.9
年代	10・20歳代	56 100.0	14 25.0	5 8.9	1 1.8	3 5.4	0 0.0	2 3.6
	30・40歳代	136 100.0	34 25.0	16 11.8	9 6.6	5 3.7	12 8.8	8 5.9
	50歳以上	514 100.0	232 45.1	61 11.9	50 9.7	25 4.9	7 1.4	36 7.0

※アンケート調査より

[]は最も多い項目

基本的な課題7 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

◆施策の方向性◆

子育て支援の充実を図るとともに、あらゆる人が生涯を通じて、健康な生活を送れるよう、身体的性差を考慮し、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
健康相談の充実	各種がん検診や健康教室を実施し、健康づくりに対する意識啓発を図り、より良い生活習慣への改善や自らの健康管理に取り組めるよう支援します。また、健康教育・健康相談・栄養指導等を行い、疾病の重症化予防に努めます。	保健福祉課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
妊娠・出産・子育てへの支援	「ママパパ教室」や「離乳食教室」などを通して、妊娠・出産の正しい知識を普及し、父親が妊娠期から出産・育児に協力できるよう支援します。また、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談・支援体制の充実に努めます。	保健福祉課 子育て支援
乳幼児家庭等への支援	乳幼児家庭への訪問指導により、予防接種等の情報提供を行い、親子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、子育ての助言を行います。更に、医療費の全額助成により、乳幼児の健康維持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 子育て支援課
思春期教育の充実	小・中学校において、発達段階に応じた性に対する正しい理解の促進と、尊重し合う心の育成に取り組みます。また、教育相談において、児童・生徒の悩みに適切に対応します。	学校教育課
身体的性差に配慮した健康づくりの支援	女性特有の乳がん・子宮がん検診を推進するため、クーポン券の発行を行います。更に、男女の身体的性差に配慮した健康づくりを支援します。	保健福祉課

基本的な課題8 ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり ★多古町 DV 対策基本計画

◆施策の方向性◆

性犯罪、配偶者からの暴力、セクシュアルハラスメント※など、ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向け、すべての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくり、広報啓発に取り組みます。

また、安心して相談できる体制を整え、県や関係機関と連携を強化して、被害者の支援に取り組みます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
DV※等防止と啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて広報活動を強化し、性犯罪、DV（配偶者等からの暴力）やセクシュアル・ハラスメント※等は重大な人権侵害であることの周知を図ります。	保健福祉課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
DV相談体制の充実	DV被害者が安心していつでも相談することができるよう相談窓口の充実を図ります。更に、様々な情報提供を行い、県や関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	保健福祉課
DV被害者の支援	DV被害者が、質の高い支援が受けられるよう、被害者の状況に配慮し、女性サポートセンター、配偶者暴力相談支援センターなど、県や関係機関と連携を強化して支援に取り組みます。	保健福祉課
高齢者・障がい者虐待防止と啓発	虐待防止啓発に取り組み、虐待事案発生時には、高齢者・障がい者の保護・支援など適切に対応するとともに、権利擁護支援について関係機関と連携しながら取り組みます。	保健福祉課
子どもを守る地域ネットワークの強化	母子保健・児童福祉の両機能を併せた「こども家庭センター」を設置し、一体的な組織としてそれぞれの機能の連携・協働を深め、児童虐待の未然防止・早期発見や子育てに不安を抱える家庭への支援に努めます。多古町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、関係機関との連携を強化します。	保健福祉課 子育て支援課 こども園 学校教育課 多古中央病院
人権に関する相談事業の周知・充実	人権擁護委員と行政相談委員が合同で開催する住民相談について、住民への周知を図ります。更に、住民相談には、定期的に弁護士を招いて無料相談を実施します。	住民課
町職員に向けたハラスメント防止研修等の実施	ハラスメント防止のため、町職員の研修等を実施し、周知徹底を図ります。	総務課

基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

★多古町困難女性支援計画

◆施策の方向性◆

男女共同参画の視点に立った取り組みにより、防災・防犯等の施策を充実させ、安全・安心な環境づくりを推進します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
防災会議における女性委員の登用の推進	防災会議における女性委員の増加を図り、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点や多様性に配慮した災害対策及び防災体制の確立を進めます。	総務課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
消防団における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を盛り込んだ消防防災の啓発活動を行うとともに、災害時には男女双方の視点や多様性に配慮した避難所運営や被災者に対するきめ細やかな対応を実施します。	総務課
防災備蓄の充実	災害に備えて、女性や子育て世代に配慮した生活用品や防災用品の備蓄を推進します。	総務課
交通安全対策の充実	各小学校、こども園での交通安全教室の実施をはじめ、年間を通じて交通安全の普及・啓発に努めます。また、チャイルドシート及び自転車乗車用ヘルメットの購入者に対して補助金を交付することにより、着用を促進し、交通安全の面から子育て世代等への支援を行います。	総務課
地域防犯活動の促進	「子ども110番の家」の推進、及び児童・生徒への防犯グッズの配布により、地域ぐるみで安全を守る体制づくりに取り組みます。また、防犯カメラ設置地区に対し補助金を交付し、町内全域にわたる防犯体制の強化に努めます。	総務課 学校教育課
子ども・高齢者見守り活動の推進	安全・安心なまちづくり実現のため、PTA等と協力し、児童・生徒への見守り、声掛け等の活動を引き続き推進します。また、民間事業者と見守り協定を締結し、高齢者の見守りを推進します。	総務課 学校教育課 保健福祉課
犯罪被害防止対策の推進	電話での特殊詐欺の対策機器を購入した高齢者世帯等に対して補助金を交付することにより、犯罪被害防止対策を推進します。	総務課
困難な問題を抱える女性への支援*	様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への支援窓口の周知を図ります。また、関係課や関係機関等と連携を強化し支援に取り組みます。	各関係課

● 多古町役場における取組 ●

多古町役場では、「多古町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、職員に対して積極的に働きかけます。

取組例	取組の概要
職員に向けたワーク・ライフ・バランス※の啓発	地域社会における男性の育児参加を促進するため、町の男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。町職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って、職務に当たることができるよう、働きかけや情報提供を行います。
女性管理職登用の推進	職員の意欲や能力等を十分に考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく職域拡大を図り、女性の登用を進めます。
男性職員の育児休業等の取得促進	職員に育児休業や育児の各種休暇の制度について周知徹底を図り、男性職員の育児休業等の取得を推進し、育児への参加を促進します。

女性活躍推進法第17条に基づき、多古町における女性職員の活躍の推進に関する情報について、毎年ホームページで公表します。

3 計画の推進

(1) 推進体制

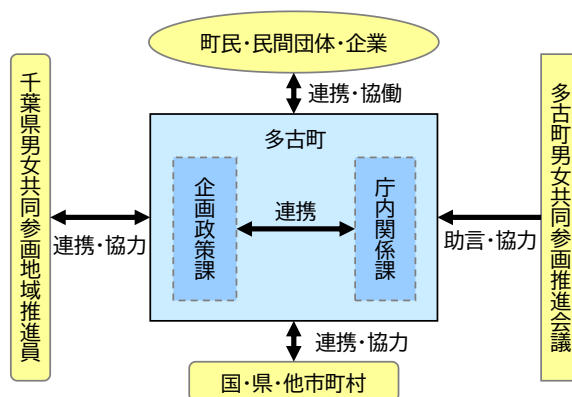
男女共同参画施策は、すべての分野にわたることから、全庁的な取組が必要です。
また、有識者組織である「多古町男女共同参画推進会議」において、幅広く意見や助言・協力等を求め、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・立案・実施へ反映させます。

- 庁内関係課と連携し、計画の進行管理の実施
- 多古町男女共同参画推進会議の開催・充実
- 町職員の男女共同参画意識の醸成

(2) 国・県との連携強化及び協働の推進

国・県との連携強化を図るとともに、様々な主体との連携・協働により、効果的な施策の展開を目指します。

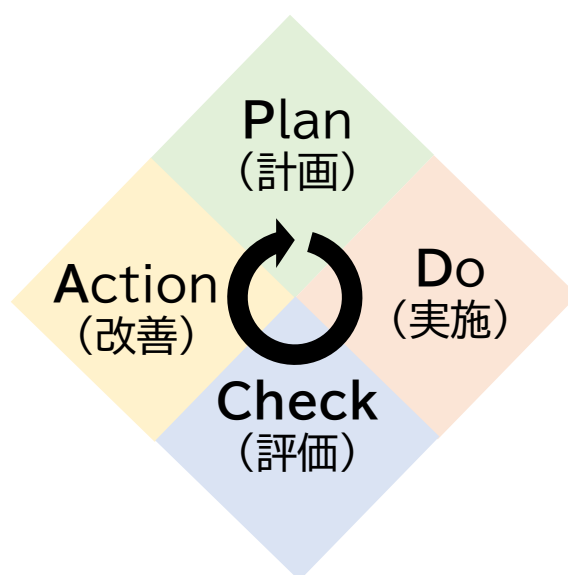
- 国・県との連携した取組の推進
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度※の活用
- 県内市町村との情報交換
- 様々な主体との連携・協働



(3) 点検・評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を実施します。計画全体の成果については、設定した指標(計画終了時点での目標値)の達成状況等を基準に評価を実施します。

また、点検・評価の結果や有識者組織の意見や国・県の計画及び関係法令改正等の動向を踏まえて事業や指標の内容について随時見直しや反映を行い、次期計画の内容へも反映させます。





資料編

■LGBT（エルジービーティ）

女性同性愛者レズビアン(Lesbian)、男性同性愛者ゲイ(Gay)、男女問わず両性愛者バイセクシュアル(Bisexual)、心と体の性が一致しないトランスジェンダー(Transgender)の頭文字を組み合わせた性的少数者の総称。近年 LGBTQ、LGBT+など、セクシャリティの多様化を表現する単語が使われることもあります。

■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境（報酬・休日・労働時間など）について、家族間の十分な話し合いに基づき、文書によって協定を取り決めるものです。

■固定的な性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性と女性の役割を決めている例です。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項を定めて施策を推進し、女性の人権が尊重され、安心・自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律です。

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といい、その言葉自体に良い悪いの価値を含むものではありません。

■ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが公表している男女格差の状況を示す指標で、「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野で評価し、数値化したものです。2025年の公表値で日本は148か国中118位となっており、特に「政治」「経済」の値が低く、男女格差が大きい状況です。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日に公布、施行された法律で、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT法）

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に向けた施策の推進に関する基本理念等を定めることにより、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神の醸成や、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした法律です。

■セクシュアルハラスメント（セクハラ）

様々な生活の場で起こり得る、相手の意思に反して行われる性的な嫌がらせのことです。男性から女性に対するものだけではなく、女性から男性に対しても、また同性であってもセクハラは起こり得ます。

■男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布、施行された法律で、男女共同参画社会の基本理念を定めています。国や地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

■千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（多様性が尊重され誰もが活躍できる社会）の形成を総合的に推進していくことを目的とし、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずるための千葉県の条例で、令和6年1月1日に施行されました。

■千葉県男女共同参画地域推進員制度

千葉県における男女共同参画社会の形成に向けて、地域特性を踏まえた取組を継続していくために千葉県が平成 18 年度から開始した制度です。県内を 6 つの地域に分け、知事から委嘱された地域推進員が各地域において県や市町村とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

■デート DV（デート・ディーブイ）

交際中の若いカップルなど婚姻関係にない恋人同士の間で起こる暴力のことで、殴る・蹴るなどの身体的な暴力のほかに、暴言・束縛などによる精神的な暴力、お金を借りて返さないなどの経済的な暴力、キスやセックスの強要などの性的な暴力などがあります。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

DV とは、配偶者やパートナー、内縁関係の間で起こる暴力のことです。「暴力」の形はさまざまで、身体的、精神的、経済的、性的など多面的な要素を含んでいます。被害者の多くは女性ですが、男性が被害者になることもあり、DV は人権を著しく侵害する犯罪行為であるといえます。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）

配偶者やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律で、平成 13 年 4 月 13 日公布、平成 13 年 10 月 13 日施行されました。この法律は、配偶者等からの暴力を「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」と規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために保護命令制度の規定、婦人相談所（千葉県では女性サポートセンター）の位置づけ、関係機関相互の連携協力など被害者支援のための仕組みを規定しています。

■パープルリボン運動

女性に対する暴力根絶を訴えるパープルリボンをシンボルとして、毎年 11 月 12 日から 25 日の期間に国や地方公共団体が連携して意識啓発や未然防止に取り組む「女性に対する暴力をなくす運動」のことで、DV や性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどのあらゆる暴力を根絶し、女性が安心・自立して暮らせる社会の実現のために実施されます。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定されるだけでなく、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

すべての人が、妊娠の希望の有無に関わらず心身ともに良好な状態を享受し、子どもを持つか持たないか、いつ何人持つかといった生殖に関する事柄を自ら決定し、そのために必要な情報や手段を得ることができる権利のことであります。

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できることが、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会といえます。平成19年に政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、様々な取り組みが進められています。



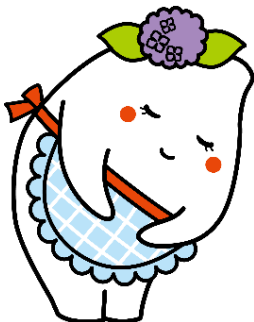
策定経過

令和6年 8月下旬～9月下旬	町民アンケートの実施（男女共同参画に関する設問を設定） 対 象：多古町にお住いの16歳以上の方2,000人（無作為抽出） 回収率：35.7%
令和7年6月17日	第1回男女共同参画推進プラン策定部会の開催
6月18日	第1回男女共同参画推進プラン策定委員会の開催
6月24日	第1回男女共同参画推進会議の開催
7月24日	職員向け男女共同参画講演会の実施 講師：独立行政法人 国立女性教育会館 研究国際室研究員 島 直子 氏
10月14日	第2回男女共同参画推進プラン策定部会の開催
10月29日	第2回男女共同参画推進プラン策定委員会の開催
11月17日	第2回男女共同参画推進会議の開催
12月11日	議会説明
12月23日～ 令和8年1月24日	パブリックコメントの実施
1月28日	第3回男女共同参画推進プラン策定部会の開催
2月2日	第3回男女共同参画推進プラン策定委員会の開催
2月13日	第3回男女共同参画推進会議の開催
3月	策定



委員名簿

(敬称略) 令和8年2月末現在		
氏名	選出区分	備考
鵜澤 茂	議会議長	会長
及川 恵子	千葉県男女共同参画推進員	
小川 美由紀	千葉県男女共同参画推進員	
齊藤 直行	農業委員会会長	
萩原 吉春	商工会副会長	
内山 昌子	商工会女性部長	
依知川 典子	元人権擁護委員	
田中 秀幸	前社会教育委員会議長	
工藤 和明	消防団長	
小川 正子	男女共同参画推進住民団体	
櫛引 宣子	男女共同参画推進計画アドバイザー	



関連法令

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2） 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成 11 年 6 月 28 日法律第 78 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（1）から（10）まで略

（11）男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

設置要綱

○多古町男女共同参画推進会議設置要綱 (平成 28 年 8 月 5 日告示第 78 号)

(設置)

第 1 条 町は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の規定により策定する多古町男女共同参画計画及び計画の推進等に関して、広く各界関係者から意見を聴取するため、多古町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多古町男女共同参画計画の策定、推進及び検証に関すること。
- (2) その他特に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係各界の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、企画空港政策課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○多古町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱（平成28年8月5日告示第79号）

（設置）

第1条 町は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により策定する多古町男女共同参画計画に関して重要事項を審議するため、多古町男女共同参画推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（組織）

第2条 委員会は副町長及び教育長並びに課長、所長、事務局長、園長、事務長、室長、主幹及び副園長の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員会の補助組織として、多古町男女共同参画推進プラン策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

5 部会の構成は、委員会において定める。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 多古町男女共同参画計画の企画、立案及び見直しに関すること。

(2) その他特に必要と認められる事項に関すること。

2 部会は次に掲げる事務を行い、その結果を委員会に提出する。

(1) 多古町男女共同参画計画に係る事業の調査並びに資料の収集及び作成に関すること。

(2) 多古町男女共同参画計画に係る施策の研究、事業の企画及び実施事務に関すること。

(3) その他特に必要と認められる事項に関すること。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、企画空港政策課長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

（庶務）

第5条 委員会及び部会の庶務は、企画空港政策課が行う。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

多古町男女共同参画推進プラン指標一覧

基本的な課題1. 男女共同参画の視点に立った意識づくり

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
「社会全体として」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合	男性 35.7% 女性 23.6%	増加	企画政策課
町民を対象とした男女共同参画に関する講演会等の実施	年1回	年1回以上	企画政策課
町民を対象とした男女共同参画に関する講演会等の参加者数	年49人	年50人以上	企画政策課
男女共同参画に関する情報を広報たこに掲載	年2回	年3回以上	企画政策課
図書館における関連図書の紹介・周知	年1回	年1回以上	生涯学習課

基本的な課題2. 男女共同参画の視点に立った教育の充実

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
「学校教育のなかで」男女の平等性が「平等になっている」と思う人の割合	男性 84.7% 女性 81.5%	増加	企画政策課
各学校において人権教室の開催	年1回	年1回以上	学校教育課
家庭教育学級における教育委員会が主催する講座等の実施	年2回	年2回以上	生涯学習課
児童・生徒の発達段階を踏まえた計画的な職場訪問、職場体験学習の実施	年1回	年1回以上	生涯学習課

基本的な課題3. あらゆる人が地域で自立して生活できるための環境整備

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
介護予防事業参加者数	2,455人	2,500人	保健福祉課
コミュニティプラザ年間利用人数	30,767人	34,000人	生涯学習課

基本的な課題4. 政策・方針決定の場への女性の参画促進

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
各種会議・委員会等における女性委員の割合	25.1%	30%以上	各委員組織 担当課

基本的な課題5. 誰もが働きやすい職場環境づくり

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
「ワーク・ライフ・バランス※」について「知っている」「多少は知っている」人の割合	男性 42.6% 女性 37.6%	増加	企画政策課
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」「どちらかと言えば反対」の人の割合	男性 49% 女性 59.1%	増加	企画政策課
一時保育・誰でも通園制度の利用者数	年間延べ 1,051人	年間延べ 1,200人	こども園
こどもルーム利用者数	—	年間延べ 1,000人	こども園
こどもルームを利用した男性保護者の割合	—	30%	こども園
こども園待機児童数	0人	0人	こども園
学童保育所待機児童数	0人	0人	子育て支援課

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
子育て交流室利用者数	528人	530人	企画政策課
みんな de たこ育の参加者数	—	年間延べ 60人	子育て支援課
家族経営協定*の締結数	延べ 44	延べ 49	産業経済課

基本的な課題6. 働く場における女性への活躍支援

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
再就職・起業等の情報周知	年6回	年6回以上	産業経済課

基本的な課題7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
各学校において思春期講演会の開催	年1回	年1回以上	学校教育課
母子保健事業参加者数	360人	360人	保健福祉課
乳がん・子宮がんの検診率	乳がん 67.9% 子宮がん 68.6%	増加	保健福祉課

基本的な課題8. ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
DV等防止についての啓発回数	年1回	年1回以上	保健福祉課
こども家庭センターの設置	未設置	設置	子育て支援課 保健福祉課
弁護士による無料相談の開催回数	年2回	年2回以上	住民課

基本的な課題9. 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
防災会議委員の女性委員数 (委員定数25人)	3人	5人	総務課
女性消防団員数	3人	増加	総務課
女性や子育て世代に配慮した防災備蓄品目	6品目	10品目以上	総務課
チャイルドシート補助率 ※計画期間中に出生した子(第1子のみ)の補助を対象とする	31%	70%以上	総務課
こども110番の家登録数	延べ 114件 (R7)	延べ 140件	総務課
民間事業者との見守り協定締結数	10件	15件	保健福祉課
電話de詐欺対策機器購入費補助金申請件数	11件	30件	総務課
困難な問題を抱える女性*への相談窓口の周知	—	年1回以上	企画政策課

(参考)多古町役場における取組

「多古町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」より

指標名	現状値(R6)	目標値	担当課
職員の年次有給休暇の取得日数の割合 (病院職員を除く)	51.5%	55%以上	総務課
一般行政職における係長職以上の職員に占める 女性の割合	26.6%	30%以上	総務課

この指標一覧は、毎年度の点検・評価を行う際の基準となり、有識者組織の意見や国・県の計画、法令改正等の動向を踏まえ随時見直しを行います。



多古町男女共同参画推進プラン

- 発行年月 令和8年3月発行
- 発行 多古町企画政策課
〒289-2292
千葉県香取郡多古町多古 584
電話 0479-76-5417